診断書の修正依頼

【質問】

Xは交通事故に遭い負傷し当院に救急搬送され当院で手術を受けました。当院では、担当医師が手術範囲を示す診断書を作成し交付しましたが、その後、Xは他の病院で異なる診断を受けたとして、「手術範囲の記載を直して欲しい」と診断書の修正を求めてきました。Xの要求にどのように対応すべきでしょうか。

【回答】

1 診断書の作成

診断書とは、医師及び歯科医師が患者の病状、怪我や傷害の状況といった診断された結果や診断内容等を証明したり、治療に要した入院・手術などの手段を証明したりするための書類であり、交通事故により負傷したときの保険金請求に際して添付する資料として使用されたりします。診断書の作成は医師及び歯科医師にのみ認められており、一般人はもちろん、薬剤師や看護師といった医療従事者であっても診断書を作成することはできず、これに反した者は罰せられます。

医師法19条2項は「診断書…(中略)…の交付の求があつた場合には 、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」としています。

ここにいう正当な事由とは、恐喝等の不正の目的に利用される疑いが強い場合や、不当に患者の秘密が他人に漏れるおそれがある場合などを想定していますが、患者が前医の医療過誤による損害賠償請求のため、前医の過失や因果関係について記載した診断書の作成を後医に求めたところ後医がこれを断ったという事案において、過失や因果関係の判断は通常の診療の範疇を超える専門的鑑定事項であることを理由に、診断書作成を拒絶したことに正当な事由を認めた裁判例があります【大阪高裁昭和61. 1. 30判決】。

医師法20条は「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し… (中略) … てはならない。」としており、 医師は患者を診察しなければ診断書を作成交付することはできません。

2 診断書の内容

診断書についてその様式等は定められていませんが、氏名、性別、年齢といった患者情報、受診日、発症日(受傷日)、治療見込みの期間、治癒日といった時的情報、既往症、主訴、現病歴といった問診内容、身

体所見及び検査結果、病名、処方や処置内容などが記載事項とされ、診断書の使用目的によって記載内容を取捨選択します。

3 診断書作成交付の請求権者

診断書の内容は個人の病状、怪我の状況といった極めて重大な個人情報を含むものであるため、プライバシーの保護の観点から患者本人からの請求があった場合にのみ作成交付することとしている病院が多く、患者が勤めている会社や、患者が加入している保険の契約会社はもちろんのこと、たとえ患者家族の依頼であっても本人以外の者が請求する場合には、患者からの委任状を要求するのが一般的です。

もっとも、患者が危篤状態にあったり、既に死亡しているといった特段の場合は、家族など患者本人以外からの診断書請求にも応じざるをえないでしょう。

4 診断書の訂正及び修正

診断書の訂正及び修正は、医師の裁量に基づく判断により可能ですが、医師は自らの医学的判断に基づいて真正な診断書を作成すべきものであり、日付や負傷の部位などの客観的事実についての明らかな誤記は診断書の訂正に応じるとしても、自らの医学的判断に抵触するような内容変更を伴う診断書の修正に応じるべきではありません。

死亡診断書において、死因不明とされていたところ、その後の病理解剖で死因が解明されたような場合には、当初の死亡診断書に加除修正するのではなく死因判明の経過等を明記した書面を添付する形にするのが妥当でしょう。

不用意な診断書の訂正、修正をすると、虚偽診断書作成罪(刑法160条、医師が公務所に提出すべき診断書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処する)に問われるおそれがあります。

また、公務所へ提出すべき診断書でなくとも、患者が虚偽の内容の診断書を保険金詐欺等に利用した場合に、診断書を作成した医師がその診断書が詐欺に利用されることを知っていたというような場合には、その診断書を作成した医師は患者の詐欺罪(刑法246条)の共犯として刑事責任を追及されるおそれがあります。さらに、その様な場合には医師が保険会社に対して損害賠償責任を負うこともあります。

保険契約者であり被保険者であるAが、実際には負っていない高度障害を負ったとするB医師作成の診断書を保険会社に提出し、障害保険金を詐取したところ、B医師はAが高度障害を負っていないことを認識しながら虚偽内容の診断書を作成交付したとして、保険会社がB医師に対し

保険金詐取の幇助による損害の賠償を請求し、請求額全額である5000万円につきB医師の賠償責任が認められた裁判例があります【大阪地裁堺支部 平成14.4.26判決】。

5 当院としての対応

当院としては、まずXの要求について診断書の使用目的、異なると主張する診断の内容を確認するべきでしょう。そのうえで、当院の担当医師の医学的判断に関わる部分についての診断書の修正に当たるのであれば、Xの診療録を再度検討し、明らかな誤記、判断誤りが認められる場合以外はXの要求に応じるべきではありません。

修正する場合は修正の箇所を明示し、修正の理由を付記するなど適正 な修正であることを説明できるようにしておくことが肝要です。

また、現時点で当院の医師がXを診察し診察内容に基づいて新たに診断書を作成交付することはできるものと考えます。当院としてはXに既に交付した診断書自体を修正することはできないこと、改めて診察のうえ現在の症状等について診断書を作成することはできることを伝え、Xが新たな診断書の交付を求めるのであればこれに応じるという対応も考えられるでしょう。